□⑹　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□⑺　週間放送番組の編集に関する事項
□⑻　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑼　その他の事項

２　提出書類（注３）（注４）
□変更後の定款又は寄附行為〔上記１⑴関係〕
□免許規則第４条第２項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記１⑵～⑹関係〕
□新たに選任された役員等の履歴書〔上記１⑶関係〕
□４月又は10月の週間番組表〔上記１⑺関係〕
□変更事項について新旧を対比したもの〔上記１⑻・⑼関係〕

注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
２　［略］
３　［略］
４　［略］
５　放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項については、放送法第175条の規定に基づき放送法施行令（昭和25年政令第163号）第８条に定める事項として提出する場合は、本件事業計画の変更の届出としての提出を要さない。

別表第五号の七　基幹放送局事業収支結果報告書の様式（第43条の２第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

住所
氏名又は名称
法人番号（注１）
代表者氏名（注２）

電波法施行規則第43条の２第２項の規定により、（注３）の放送事業収支結果について、別紙のとおり届け出ます。

［略］

注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
２　［略］
３　［略］

別表第五号の八　非常局の無線設備の機能試験の免除申請書の様式（第43条の３第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

□⑹　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□⑺　週間放送番組の編集に関する事項
□⑻　放送番組の編集に関する基本計画
□⑼　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑽　その他の事項

２　提出書類（注２）（注３）
□変更後の定款又は寄附行為〔上記１⑴関係〕
□免許規則第４条第２項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記１⑵～⑹関係〕
□新たに選任された役員等の履歴書〔上記１⑶関係〕
□４月又は10月の週間番組表〔上記１⑺関係〕
□変更事項について新旧を対比したもの〔上記１⑻～⑽関係〕

［新設］

注１　［同左］
２　［同左］
３　［同左］
［新設］

別表第五号の六　［同左］

［同左］

住所
氏名又は名称
代表者氏名（注１）

電波法施行規則第43条の２第２項の規定により、（注２）の放送事業収支結果について、別紙のとおり届け出ます。

［同左］
［新設］

注１　［同左］
２　［同左］

別表第五号の七　［同左］

［同左］